

広島県告示第二百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西六千四百四十一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

安芸郡		市・区				
坂町		町				
横浜西一丁目		大字				
横浜	字					
二〇八三八番	六四二二番一	六四二〇番	六四二二番	六四二二番地先 町道敷	地番	標柱番号
標柱七号	六号 標柱四号、五号及び	標柱三号	標柱二号	標柱一号		